

十一
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十
十
十
十
十
十
十

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

払期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
年中日本銀行の本店又は支店
平成二十九年六月十五日
中途換金の買取りには、支店
平成三十一年六月十五日
年六月十五日以後には、支店
平成三十一年六月十五日
この区分とし、その買取りには、支店
平成三十一年六月十五日
より算出した金額とぞれぞれの金額と
年六月十五日又は支店
平成三十一年六月十五日
に応じ、その買取りには、支店
平成三十一年六月十五日
に属する。算式次第
この区分とに応じ、その買取りには、支店
平成三十一年六月十五日
に属する。算式次第

(一) 平成三十一年六月十五日
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する
金額 - (初期利子に相当する
金額 × $\frac{79.685}{100} + 第二期利子$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

(二) 平成三十一年六月十五日以
後の場合

額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - 利子に相当する金額
× $\frac{79.685}{100} \times 2$

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法）

（昭和二十五年法律第七十三号）

(一) 額れ取こ向十をつ災十救すは指第昭へ人が養第正益する特定障害者及び所得扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す
 とぞ金とけ五有た害八助る当定二和特が、信一前第五号の相続税法第三条の四第一項に規定す
 平すれ額が国日すとが号法。該都百二別、死託項に相続税法第三条の四第一項に規定す
 成るのはで債前き発（一）市市五十区又亡契に相続税法第三条の四第一項に規定す
 二十九年十二月十五日
 算、きので者に生に昭のに十二をはし約規定する特二十五年法律第七十三号）
 式次る中あがはしよ和区区あ二年含そたのと受益者特二十五年法律第七十三号）
 にのも途つ、當、る二域若つ條法みのと受益者特二十五年法律第七十三号）
 より区の換て平該當救十にしての律、居き地住にはを別十規定する特二十五年法律第七十三号）
 分と金も成個該助二おくは十第地方すはそ含障害条による改受する事項に規定す
 算にしを、三人災の年いは、九六自る市のむ害条の者の改受する事項に規定す
 出応、請當十向害行法て總當第十自治市町相。者四改受する事項に規定す
 しじそ求該年けにわ律、合該一七治市町相。者四改受する事項に規定す
 た、のす個六国かれ第災区市項号法町相。者四改受する事項に規定す
 金そ買る人月債かる百害と又の（一）村続扶正益する特定障害者及び所得扶養信託契約の一部を改受する事項に規定す

支 所 金 利 元 払

(二) 平成三十一年六月十五日 前
 から平成三十一年六月十五日
 まで面積に相当する金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

平成十九年十一月十五日 前
 の場合の金額 + 経過利子に相当する金額 - 経過利子に相当する金額 = 本銀行